

事業者排出量削減計画書（新規・**変更**）

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	大阪府大阪市中央区城見2-2-72				
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	KDDI株式会社 関西総支社長 皆谷 茂				
事業者の主たる業種	電気通信事業				
該当する事業者要件	京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上／タクシー150台以上／鉄道車両150両以上）） 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））				
計画期間	平成20年 4月 ～ 平成23年 3月				
基本方針	2011年度に想定される全国事業所のエネルギー使用量を16%削減して、CO2排出量を152万tにする。				
推進体制	環境マネジメントシステムにおいて、社長をトップとした「KDDI環境委員会」及び関西総支社を中心とした「関西地区KDDI環境委員会」による推進体制のもと、基本方針の進捗管理を行う。				
	環境マネジメントシステム名称	ISO14001			
	適用範囲	全国全ての事業所			
	取得年月日	2007年10月26日（全事業所）			
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	年度	設備、対象、工程等	計画内容		
	H17～	au携帯基地局	新設備・更改設備を対象にインバータ方式の空調機を導入するなど、設備及び運用の効率化で削減に努める。		
	H17～	京都事業所	「ノーネクタイ・ノー上着運動」を実施しており、今後も継続的に実施して電気料の削減に努める。		
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （19）年度 （二酸化炭素換算）	目標年度（計画） （22）年度 （二酸化炭素換算）	増減率 （計画）	
	A 事業所等排出区分	10,218.0 t	11,854.0 t	16.0 %	
	B 輸送車両排出区分	t	t	%	
	C その他排出区分	t	t	%	
	排出合計	*1 10,218.0 t	*2 11,854.0 t	16.0 %	
目標設定の考え方	上記方針に基づく				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）
	全事業所	二酸化炭素換算 営業収益	0.284	0.320	12.7 %
		二酸化炭素換算			%
		二酸化炭素換算			%
原単位の指標及び計画数値設定の考え方	通信ネットワークであるため会社全体の営業収益を原単位とする。国策である周波数編制替えが2012年度まで続くことから、それまでは基地局の二重稼働によるエネルギー使用量が增大する見込みであり、原単位削減も非常に困難な状況にある。				
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）			/
		取組量等 （二酸化炭素換算）			
	森林の保全及び整備	（整備面積） ha	（吸収量） t		
	府内産の木材の利用	（利用量） m ³	（削減量） t		
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（売電量） kwh	（削減量） t		
		（熱供給量） GJ	（削減量） t		
グリーン電力の購入	（購入量） kwh	（削減量） t			
削減量等合計		*3 t			
差引排出量 （排出合計－削減等合計）	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）		
	*1 10,218.0 t	(*2)-(*3) 11,854.0 t	16 %		
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	①H20年度から、富士山での植林活動、京都府天王山での森林整備及び植林活動を開始。 ②太陽光発電（大型3箇所、基地局6箇所）で計25.6万kWh（年間）を発電中。				
特記事項	①国策である周波数編制替えによる基地局の二重稼働によって、エネルギー使用量は増大する見込みであるが、中期環境保全計画として上記基本方針に記載した計画を立て、日本経団連主導の「CO2削減のための環境自主行動計画」に参加している。 ②グリーン購入ガイドラインを策定し、環境に配慮したものを購入している。				

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、〇〇工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。
 5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の実用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。